

転入の手続き

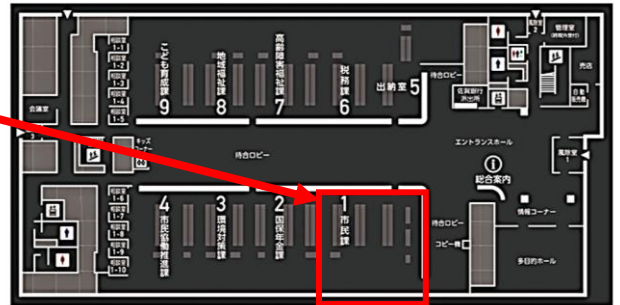
1 鳥栖市役所 市民課へ

★ここで、「住所変更手続き」をします。

すると、「児童生徒転入学通知書」が交付されます。

※市民課は、市役所1階にあります。

※「児童生徒転入学通知書」…新旧の住所、保護者名、児童名、児童生年月日、学校区名を記載した書類です。



【鳥栖市役所1階フロア図】

2 鳥栖市教育委員会 学校教育課へ

★市民課で受け取った「転入学通知書」を持って、教育委員会 学校教育課へ行きます。

・ここで、書類を確認して、転学の事務的作業が進みます。

（ここで行われるのは、確認作業だけです。）

※教育委員会 学校教育課は、市役所3階にあります。

ここで、「転入学通知書を持ってきました。」とお声掛けください。



【鳥栖市役所3階フロア図】

3 旭小学校へ

★鳥栖市役所 市民課で交付された「児童生徒転入学通知書」と前の学校で預かってこられた以下の書類等をご持参ください。

「在学証明書」 「教科書給与証明書」 「児童ゴム印」

○旭小学校の正面玄関から入られ、事務室に声をおかけください。

その後、教務または教頭が手続きを担当いたします。

○書類を確認させていただき、転入学に関する説明をさせていただきます。

○校納金、学校給食費の口座振替等の説明は、事務担当者が行います。

その他 (お願い)

●旭小学校へ転入手続きに来られる際、事前にご連絡をお願いします。

●校納金は佐賀銀行を、給食費は鳥栖市内の金融機関を利用いたしますので、通帳を確認された上でご来校いただくと、手続きをスムーズに行うことができます。